

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度第 4 回 飯塚市行政経営戦略推進審議会
開催日時	令和 7 年 1 月 15 日（水） 13：30～15：10
開催場所	オンライン
出席委員	井澤委員、井川委員、菅原委員、畠中委員
欠席委員	大久保委員、河委員、
事 務 局 職 員	【行政経営部】 福田部長 【業務改善・D X 推進課】 中嶋課長、上田課長補佐、野見山係長、伊佐 【財産活用課】 太田課長、畠中課長補佐、藤原 【関係職員】 落合人事課長、小西総合政策課長、松本財政課長
会議内容	1 開会、審議会成立確認 半数以上の出席を確認し、審議会成立を確認 2 審議事項 1. 行政経営戦略推進ビジョン成果指標の見直しについて 各委員の意見を踏まえ、事業の棚卸しを行い、現状分析を行ったうえで指標の見直しを行うこと、また、職員への周知方法を検討することとした。 ＜各委員から出された主な意見＞ ・ 職員アンケートについて、その後のフィードバックが大事ではないか。 ・ アンケートは回答数を増やしてほしい ・ 財政状況等について、職員への周知と理解が必要ではないか。 ・ 福島県磐梯町では、条例や規則、施設などをなくす（少なくする）前提で、一個一個みていっている。また、そこに町長や副町長もコミットして実施している。また、半数以上の職員が有給休暇を完全消化できる状態を目指している。 ・ あってもなくてもいいものは、あってもいいとなってしまういがちだが、なくすことを前提とした意識付けが重要。 ・ 事業をやめることを前提に考えないといけない。（最終的には、廃止、結合、代替、簡素化のいずれかに落とし込む） ・ 事業をなくすということを市長、副市長、幹部が意思決定を行ってやっていかないと、事業仕分けという職員の業務が増えるだけとなる。

	2. 飯塚市公共施設等総合管理計画について 各委員の意見を踏まえ、計画策定に取り組むこととした。 ＜各委員から出された主な意見＞ ・ 公共施設の配置や運用について、広域的な連携を活用すべきではないか。 ・ 廃校になったところの活用などがもっと早くできないか。 3 報告事項 (1) 庁内におけるデジタル人材育成事業について ＜各委員から出された主な意見＞ ・ 前回資料から、みやすくなっており、改善されている。 ・ デジタル技術は進化が早いので、定期的なアップデートが必要ではないか。 ・ 人事とDX推進の部署の連携が必要ではないか。 3 閉会 次回は、開催時期未定
会議資料	資料1「行政経営戦略推進ビジョン成果指標見直し（案）」 資料2－1「飯塚市公共施設等総合管理計画について」 資料2－2「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」 資料2－3「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（改訂版）令和3年3月抜粋」 資料3－1「庁内におけるデジタル人材育成事業（飯塚市デジタル人材育成方針案）」 資料3－2「飯塚市デジタル人材育成方針（案）」 資料3－3「自治体DX・業務改善に関する職員アンケート結果（一部抜粋）」
公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 1人)
その他	

Ⅱ これからの行政経営の方向性

5. 成果指標

ビジョンの推進にあたっては、下記の項目を成果指標として設定します。

	成果指標	基準値	令和10（2028）年度目標
市民目線	オンラインで完結できる手続き件数	19%（10件） （令和5年（2023）12月）	100%（53件）
	窓口アンケートにおける 「満足」「やや満足」の割合	63.9% （令和6年（2024）10月）	80%
職員目線	働き方改革に関する職員アンケートにおける 「満足」「やや満足」の割合	47.89% （令和元（2019）年度）	80%
財政指標	経常収支比率	94.6% （令和4（2022）年度）	基準値より 良化させる

第3回審議会におけるご意見

市民目線：「オンライン手続き件数が少ないので早急に対応してほしい」「オンライン手続きはUI、UXデザイナーを入れて検討した方がいい」
「一部の部署（手続き項目）のみオンライン化しているものであっても、オンラインでできるとしてカウントしているので、整理が必要ではないか」
「窓口アンケートの回答件数が少ない」「満足度をボタン式ではかるようなことができないか」「アンケートの中身を見直すべきではないか」

職員目線：「補助指標として有給休暇取得や時間外勤務に関する指標を使用してはどうか」

財政指標：「経常収支比率の目標値を具体的な数値にしてはどうか」「経常収支比率は市民にはわかりにくいのではないか」「財政見通しについて公開してはどうか」
「財政見通しについて職員への浸透が必要ではないか」「財政見通しの基金目標値は見直した方がいいのではないか」

今後の方針案：

- ・内部において様々な指標を検討したが、喫緊の課題である枯渇していく基金残高を確保し財政の健全化を進めるためには、付け焼き刃の指標設定では不十分
- ・事業の棚卸しを行い、現状を分析したうえで、施策と連動した指標設定が必要
- ・指標見直しについては、時間をかけて検討することとし来年度中の審議会においても、引き続き審議事項として意見を伺うこととしたい。

飯塚市公共施設等総合管理計画について

公共施設等総合管理計画について

【概要】

公共施設等総合管理計画については、平成25年11月に国において「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その後、総務省よりこうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請がありました。

本市におきましては、1市4町合併後、行財政改革における大きなテーマとして公共施設等の見直しに取り組むものとして、平成20年3月に「公共施設のあり方に関する基本方針」を策定していたことから、これを引き続き検討するとともに、公共施設等総合管理計画の位置づけとして、平成28年1月に「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」を策定しました。この「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」の計画期間が平成28年度から令和7年度までの10年間となっており、令和8年度から10年間を計画期間とする「飯塚市公共施設等総合管理計画」及び「実施計画」を令和6年度、7年度の2か年をかけて策定するものです。

【意見を聴取したい点】

- **公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針**
- **施設類型ごとの管理に関する基本的な方針**

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（総務省）《令和5年10月10日改訂》

【総合管理計画に記載すべき事項】

- ① 公共施設等の現況及び将来の見通し
- ② **公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針**
- ③ **施設類型ごとの管理に関する基本的な方針**

【総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項】

- ① 行政サービス水準等の検討
- ② 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実
- ③ 議会や住民との情報共有等
- ④ PPP/PFI の活用について
- ⑤ 市区町村域を超えた広域的な検討等について
- ⑥ 合併団体等の取組について

飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）《平成28年度～令和7年度》

【10の方針】

- ① 市民参画による公共施設等の見直しを推進します
- ② **公共施設等の総量の最適化を推進します**

【方針目標】**10年間**（平成28年度～令和7年度）で**約4.5万㎡**の**延床面積**の**縮減**

【8年間のふりかえり】令和5年度末時点縮減面積 **21,329㎡**

（単位：㎡）

用途分類	平成26年度時点 延床面積	令和5年度末時点 増減面積	増減率（%）	主な廃止等施設
市民施設（集会所等）	20,169	△ 1,782	91.2	・幸袋交流センター（廃止・新設） ・二瀬交流センター（廃止・新設） ・立岩交流センター（廃止・新設）
社会教育系施設	47,600	0	100.0	－
学校教育系施設	240,142	△ 4,865	98.0	・目尾小学校、幸袋小学校、幸袋中学校（廃止） ⇒小中一貫校幸袋校（統合） ・蓮台寺小学校、潤野小学校、鎮西中学校（廃止） ⇒小中一貫校鎮西校（統合） ・平恒小学校、栗市小学校、穂波東中学校（廃止） ⇒小中一貫校穂波東校（統合）
スポーツ・レクリエーション系施設	27,033	652	102.4	・第1、第2体育館、市民運動公園弓道場（廃止） ⇒総合体育館（新設）
産業系施設	84,734	△ 2,273	97.3	・地方卸売市場（廃止・新設）
子育て支援施設	14,816	△ 393	97.3	・目尾児童センター（廃止） ・幸袋児童センター（廃止・新設） ・筑穂保育所（廃止・新設）
保健・福祉施設	10,749	△ 1,524	85.8	・庄内保健福祉総合センターハーモニーの一部（廃止）
医療施設	19,544	0	100.0	－
行政系施設（市役所庁舎、消防施設等）	39,723	△ 3,483	91.2	・額田支所（廃止・新設）
公営住宅	244,125	△ 7,661	96.9	・各市営住宅（廃止）
公園	523	0	100.0	－
供給処理施設（污水处理施設、環境センター）	28,789	0	100.0	－
その他（納骨堂）	3,090	0	100.0	－
合計	781,037	△ 21,329		

- ③ 公共施設等の効率的で効果的な配置を推進します
- ④ 公共施設等の運営の最適化を推進します
- ⑤ 公共施設等の長寿命化を推進します
- ⑥ 公共施設等の耐震化を推進します
- ⑦ 公共施設等の適正な維持管理を推進します
- ⑧ 広域的な連携を推進します
- ⑨ 民間活力および、市民との協働により有効利活用を推進します
- ⑩ PFI・PPP等の活用を推進します

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

御中

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について

公共施設等総合管理計画については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」(令和 4 年 4 月 1 日付け総財務第 43 号総務省自治財政局財務調査課長通知)等を踏まえ、各地方公共団体において見直しを進め、公共施設等の適正管理の取組を進めていただいているところです。

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 4 年 12 月 20 日閣議決定)において、「公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(平成 26 年 4 月 22 日策定(令和 4 年 4 月 1 日改訂))について、必要な見直しを行い、別添のとおり改訂しました。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項(技術的な助言)に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【問い合わせ先】

総務省自治財政局財務調査課
担当 佐藤係長、岡主査、倉下事務官
TEL：03-5253-5647

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針

平成 26 年 4 月 22 日
(平成 30 年 2 月 27 日改訂)
(令和 4 年 4 月 1 日改訂)
(令和 5 年 10 月 10 日改訂)
総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載すること。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析し、記載すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。(3)の中長期的な経費の見込みは、30 年

程度以上の期間について、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕ⁱⁱ、改修ⁱⁱⁱ及び更新^{iv}等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに記載することが望ましいが、少なくとも10年程度の期間について記載すること。

- (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

- (1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間

計画策定年度、改訂年度及び計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、計画期間については「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。

- (3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本

的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP^v/PFI^{vi}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。

なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{vii}の考え方を取り入れる、トータルコスト^{viii}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新の方針については、⑧統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

⑦ 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画）の内容を踏まえ、公共施設等の計画的

な改修等による脱炭素化の推進方針について記載すること。

⑧ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討に当たっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑨ 数値目標

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。

⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の活用の考え方について記載することが望ましいこと。

⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

用途廃止された資産や売却可能資産等の活用や処分に関する基本方針について記載することが望ましいこと。

⑫ 広域連携

複数団体による広域連携の取組について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画、公営企業における経営戦略等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携の考え方について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて記載することが望ましいこと。また、個別施設計画の記載事項と

重複する内容については、当該個別施設計画における該当箇所（記載頁数等）を記載することで足りること。

第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当であること。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し、策定・改訂をされたいこと。

また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定・改訂段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましいこと。

四 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討に当たっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

五 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

六 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画を策定し、計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を進めていくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するに当たっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」について

「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされているが、総合管理計画は、この行動計画に該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定に当たっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施されており、個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等については、総務省のホームページ

(http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou/kobetu-keikaku_manual-guideline/index.html) に掲載しているので、参考にされたいこと。

二 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について

各地方公共団体における総合管理計画の策定・改訂に当たっては、先進団体の事例や各団体の総合管理計画の主な記載事項等を取りまとめた一覧表等を総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>) に掲載しているので参考にされたいこと。

三 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について

公共施設等適正管理推進事業債において、総合管理計画に基づく集約化・複合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていること。

四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効

果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

-
- ⁱ公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。
- ⁱⁱ維持管理・修繕…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ⁱⁱⁱ改修…公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ^{iv}更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- ^vPPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
- ^{vi}PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
- ^{vii}予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）
- ^{viii}トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

第2 次公共施設等のあり方に関する基本方針（改訂版）令和3年3月 抜粋

基本方針では、公共施設等の課題解決に向けた10の方針を設定しています。

【10の方針】

①市民参画による公共施設等の見直しを推進します

- ・本市における公共施設等の維持管理等の現状の見える化（劣化状況、利用状況、取得・維持・補修にかかるコストなど）を行い、市民に広く公表することで情報を共有し、市民参画による公共施設等の見直しを推進します。

②公共施設等の総量の最適化を推進します

- ・30年間で延床面積約70.0万㎡(H26.3時点)を約19.3%縮減（約13.5万㎡）します。
- ・計画期間10年間で約4.5万㎡の延床面積を縮減します。

③公共施設等の効率的で効果的な配置を推進します

- ・地域コミュニティ維持のため、地域拠点施設は多機能化するとともに各地域に配置します。
- ・高機能、大規模な公共施設等は交通の利便性を考慮し配置するなど、公共施設等の減少に伴う著しい市民サービスの低下を招かぬよう、公共施設等の役割機能に応じた効率的で効果的な配置を進めます。

④公共施設等の運営の最適化を推進します

＜公共建築物＞

- ・施設の利用実態に即して開館日数・開館時間の見直しを行います。
- ・公益性の薄い公共施設等や、民間等で同様の市民サービスが提供できるものなどについては民営化を進め、更には地域のまちづくりに活用できるように、市民協働による運営など、運営の最適化を行います。
- ・指定管理者制度の導入についても引き続き推進します。
- ・公共施設等の維持管理経費や設置目的、利用率などから施設利用に係る適正な受益者負担について、市民に公表し、市民意見等を踏まえながら、受益者負担の適正化・平準化の検討を行います。

＜公共インフラ＞

- ・インフラの基準は市町村の条例で定めることが可能になったことから、市道構造、市準用河川の管理施設等の基準については、市民生活における重要性や経済性を考慮しながら、実態に則した見直しを行い、運営の最適化を図ります。

⑤公共施設等の長寿命化を推進します

<公共建築物>

- ・本市が保有する様々な施設等においては、個別に長寿命化計画を策定しており、これらの計画に沿って施設の長寿命化を推進します。
- ・長寿命化計画を策定していない施設等においては、施設等の現状と将来の費用負担を分析しながら、計画的に長寿命化を推進します。

<公共インフラ>

- ・公共インフラにおいても、個別に策定された長寿命化計画に基づき、予防保全を行いながら、長寿命化を推進するとともに、安全確保のための日常点検・定期点検を実施し良好な状態を保ちます。

⑥公共施設等の耐震化を推進します

- ・指定避難所としての機能を有する公共施設の中で、今後も維持しつづける公共施設等で耐震基準を満たしていないものについては、劣化状況や利用状況ならびに、耐震化等に係る経費等を総合的に判断しながら、計画的に耐震化を推進します。

⑦公共施設等の適正な維持管理を推進します

<公共建築物>

- ・施設を管理する職員（指定管理施設を含む）の意識啓発や、施設管理技術研修の実施、および日常的な点検を行うためのマニュアル等の整備を行い、適切な施設管理を実施します。
- ・今後、維持し続ける公共施設等については定期的な診断を行い、その状態によっては外壁塗装、屋上防水、機能の改修などを実施し、長く有効的に施設利用ができる状態を推進します。
- ・この診断の結果、高度な危険性が認められた場合は、供用廃止を行い、立入禁止措置等により安全確保に努めます。民間活用も含め今後とも利用する見込みのない施設については、速やかに解体します。
- ・本計画で作成する施設カルテを活用して、施設の維持管理・修繕等の履歴を正確に記録し、将来に亘って、その施設の状態を常に把握できる仕組みづくりを行います。

<公共インフラ>

- ・改修時期については基本的な考え方における総合的な判断を行い、更新・改修等の優先順位を定め、改修時期をずらすことなどで、年間コストの削減や平準化を図ります。

⑧広域的な連携を推進します

- ・公共施設等は、それぞれの市町村の区域の住民へのサービス提供を前提として、市町村毎に同様の施設等を設置していましたが、施設建設や維持管理に係る多額な経費が財政を圧迫しています。
- ・市民が居住している地域によっては、他市町の公共施設等の方が近く、利便性が良い場合や、反対に他市町からの利用も考えられることから、生活実態に即した相互利活用に

ついて検討を行います。

- ・相互利活用のあり方については、近隣自治体との広域的な連携を推進し、利用方法、利用料などの調整を行い、公共施設等の相互利活用についても検討を行います。

⑨民間活力および、市民との協働により有効利活用を推進します

- ・今後、存続を続ける施設等について、その施設等に空き(余裕)スペース等がある場合においては、地域コミュニティの促進や NPO 法人をはじめとする民間等の活力向上を図るなど、まちづくりと連携した有効利活用を検討し、利用の促進を図ります。

⑩PFI・PPP 等の活用を推進します

- ・公共施設等の整備・更新をするにあたっては、多額の財源が必要であり、また整備・更新後の管理・運営等にも後年に亘って費用が発生します。今後、整備・更新を行う場合においては、その運営等も含め、PFI や PPP などの手法による、民間活力の導入について調査・検討を行い、それらが活用可能なものについては積極的に活用し、サービス水準の向上や、財政負担の軽減を図ります。

〇庁内におけるデジタル人材育成事業

【本事業の方向性】

「いつでも どこでも つながる 飯塚市」を実現するため、限られた人材で持続可能な行政運営を行えるよう、デジタル人材の育成を図る。

- ① 市民起点・現場起点の行政サービスを常に意識する職員
- ② ビジネスソフトやデジタルツール等を活用して業務効率を図り時間を創出し、新たな価値を生み出す職員
- ③ データを集め、業務に関連するデータを利活用し課題を発見、解決する職員

前回の審議会内容

【現状・課題】

- ・ デジタル人材育成の方針が明確でないため、これまでに実施した研修を含め、デジタル人材育成を体系化し、計画的に進める必要がある
- ・ DX推進に係るアンケートから見てきたこと

DXを推進するための知識を有し、率先する人材の不足
デジタル技術やデータの活用のため、職員のデジタルスキルや知識を向上させる必要がある

【第2回審議会で提案した方針案】

○ 「飯塚市デジタル人材育成方針」策定

- ・ すべての職員を「デジタル人材」と位置づける
- ・ 特に集中的にデジタルに関する知識や技能を身につけさせる職員を「DX推進人材」とし、DX推進の中心となる人材として育成する

○ 研修について

- ・ 上記の育成方針に基づいた階層別研修を行い、必要なスキルを習得
- ・ eラーニング研修、集合研修、動画配信など様々な手法を取り入れ、効果的、効率的な研修を実施する

【第2回審議会における意見】

- ① 「デジタル人材」に係る必要スキルなどハードルが高すぎるのではないかな。まずはベーシックやマインドの知識をもってもらい、デザインやデジタルは次のステップや選抜メンバーが習得するなどしたほうが良いのではないかな。
- ② 今あるツールを使いこなすことや他自治体が導入したツールの成功事例をまねることが必要ではないかな。
- ③ 無駄な資料作成をやめる、チャットやメールの簡潔な内容を許す等無駄な忖度感情をなくすマインドが必要ではないかな。トップからフランクさを出し、便利マインド・簡潔マインドを醸成した方が良いのではないかな。
- ④ DX推進人材のキャリアパスを考えるべきではないかな。

修正案

【本市の今後の方向性(修正案)】

○ 「飯塚市デジタル人材育成方針」の内容修正

- ・ 「デジタル人材」の定義を見直し、「アナログ人材」と「デジタル人材」に分け、「デジタル人材」はすべての職員が目指す「デジタル活用人材」と「DX推進人材」を含むものに修正
- ・ 具体的な研修の記載は省略し、スキルマップとして簡略化
- ・ デジタルに対する抵抗感を少しでも和らげるため、説明文を簡潔にし、イメージ図を多く使用し視覚的・直感的に分かるように修正

- ①② すべての職員が目指す「デジタル活用人材」に必要な知識やスキルをファーストステップ(3つ)とセカンドステップ(5つ)に区分、「職階」ごとに求められるポイントとして修正
ファーストステップの1つに、「デジタルツール」の内容を明記し、導入しているツールを利用できることを基本とする
- ③ 新規採用～部長級職員まで職階ごとに求められるポイントをまとめ、その中で業務の改善、チャレンジする組織風土の醸成について明記
- ④ DX推進人材のキャリアパスは現時点では未定
DX推進人材は、部や課を超えてDXに係る相談を受けるイメージとして明記。なお、DX推進人材のキャリアパスについては今後の検討課題

○ 今後のスケジュール

R7年1月 庁内の会議において審議→承認されれば公表
4月 本方針施行



飯塚市における デジタル人材育成の取組み (飯塚市デジタル人材育成方針)

令和7年4月

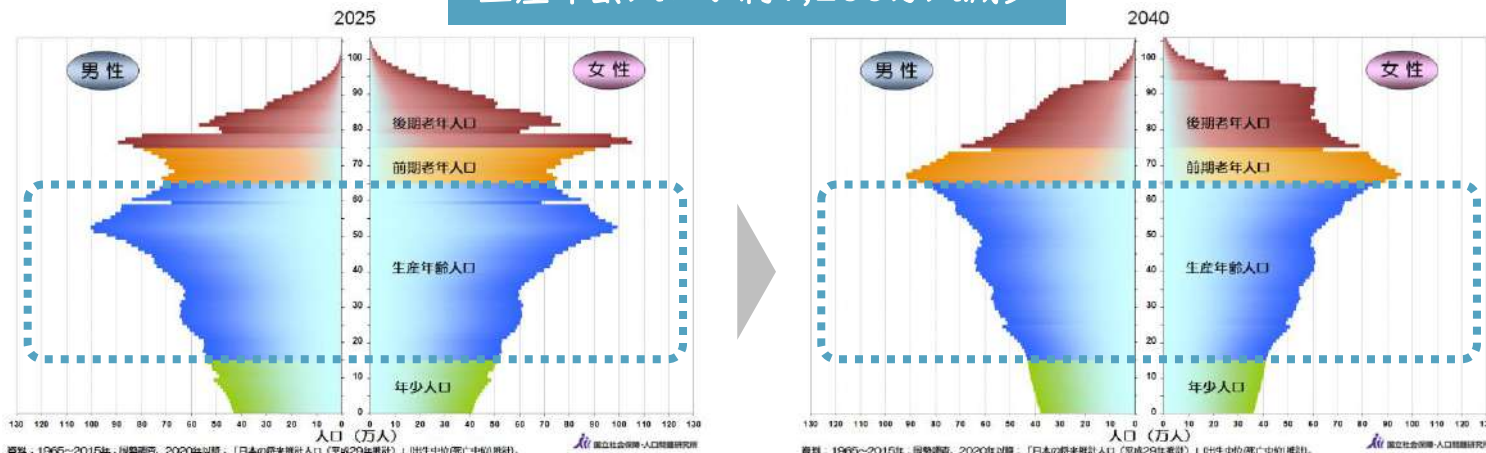
目次

1. なぜ「デジタル人材」が必要なの？（本方針策定の背景）	1
2. 「デジタル人材」とはどんな人？（「デジタル人材」の定義）	3
参考 「アナログ人材」と「デジタル人材（デジタル活用人材とDX推進人材）」のイメージ	5
参考 「高度専門人材」の確保、活用	6
3. 「デジタル活用人材」は何をするの？	
・「デジタル活用人材」に必要な知識／スキル その①	7
・「デジタル活用人材」に必要な知識／スキル その②	8
4. 「DX推進人材」は何をするの？	
・「DX推進人材」に必要な知識／スキル	9
・「DX推進人材」の活躍イメージ	10
5. デジタル人材の育成に向けた「職階」ごとに求められるポイント	11
6. デジタル人材育成のスキルマップ	12
7. 本方針の位置付け	13
参考 デジタルにより目指す社会とは（デジタル社会の実現に向けた重点計画（デジタル庁））	14

1. なぜ「デジタル人材」が必要なの？（本方針策定の背景）

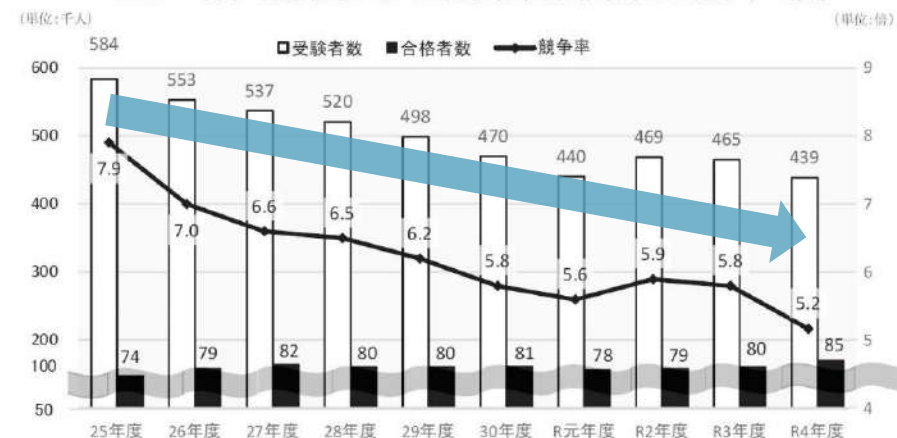
- 日本全体の「生産年齢人口（15～64歳）」は、2025年：約7,170万人 → 2040年：約5,977万人となり、約1,200万人減少すると想定されています。
- 本市の「生産年齢人口」も、2025年：67,901人 → 2040年：60,319人となり、約7,600人減少すると想定されています。
- 「生産年齢人口」が減少すると、「① 財源（税収）が減る」「② 「働き手」そのものも減る」といった直接的な問題が生じます。
- また、公務員志望者も全国的に減少傾向にあるため、「採用募集しても定員に達しない」「内定を辞退する」というケースが増えることで「限られた職員数で行政運営せざるを得ない」といった状況になることも想定されます。

生産年齢人口が約1,200万人減少



（参考）国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッド画像（1965～2065年）」
http://www.ipss.go.jp/site-ad/TopPageData/PopPyramid2017_J.html

過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移



（注）本表における「競争率」は、受験者数／合格者数 により算出している。

（参考）地方公務員における働き方改革に係る状況
～令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要～（総務省）

1. なぜ「デジタル人材」が必要なの？（本方針策定の背景）

- 一方で、行政へのニーズは多様化、複雑化している中、「限られた職員数でも持続可能な行政運営」に向けた対策が必要です。
- そのためには、デジタル技術等を活用した新たなサービスの設計→導入によって、市民の利便性の向上と職員の業務効率化の実現に向けた「デジタル人材」の育成が急務となっており、本方針を策定するものです。
- 「デジタル人材」の育成及びデジタル技術の活用等により、これまでの手法（業務フローやシステム等）を新しい手法に変えることで、様々な変化に対応できる行政を目指していくことが重要です。

デジタル人材の育成によって、「市民にとって利用しやすく、職員も働きやすく」



市民の利便性向上



職員の業務効率化

2. 「デジタル人材」とは どんな人？（「デジタル人材」の定義）

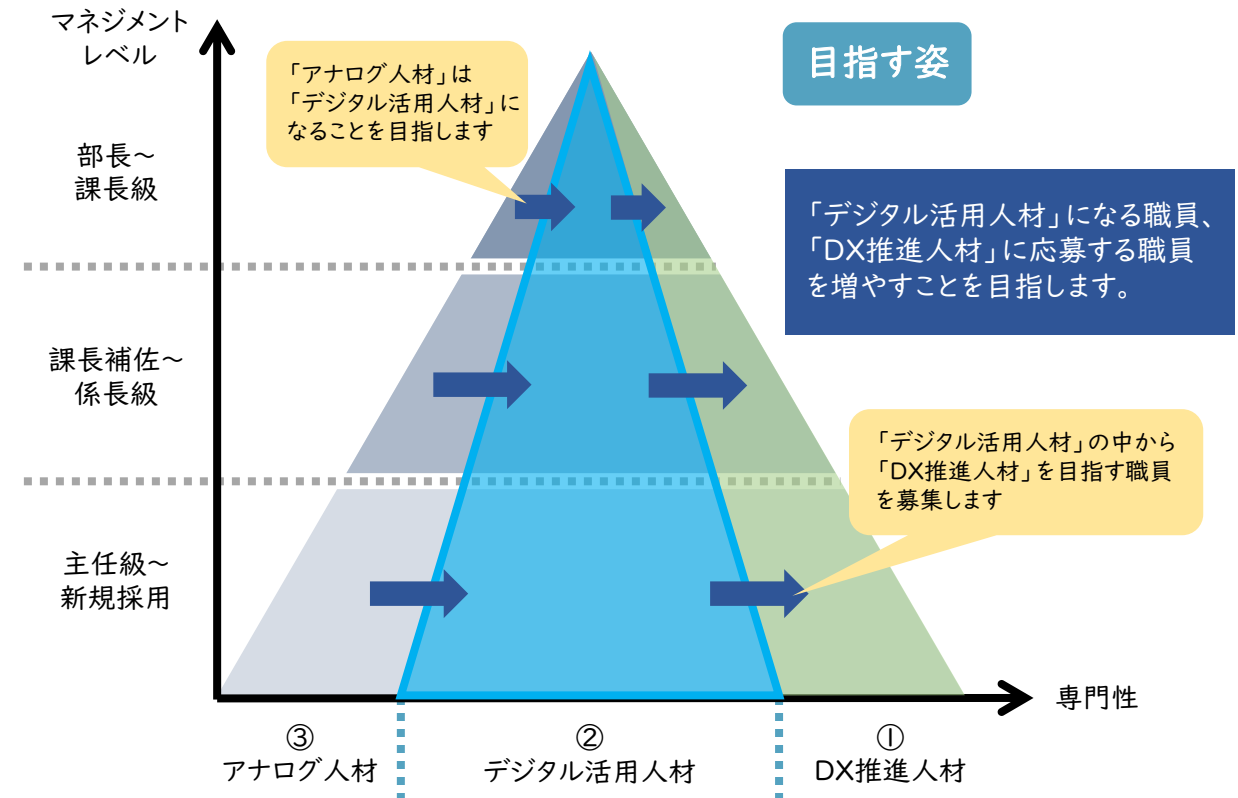
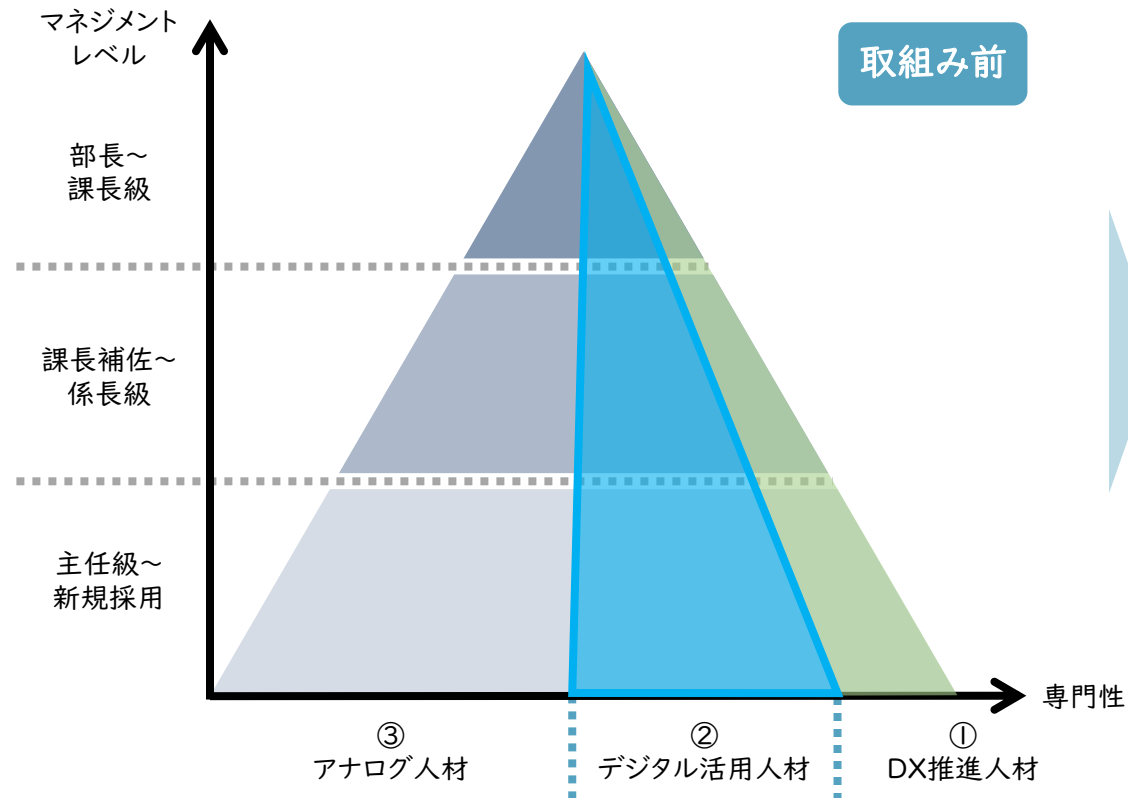
- 「デジタル人材」とは、「デジタル技術（D）を活用し、市民サービスや業務そのものを変革（X）できる人材」と定義します。
- 本方針での「人材」を次の3つに区分し、このうち、「デジタル人材」は「① DX推進人材」「② デジタル活用人材」を指すものとします。

デジタル人材とは： デジタル技術（D）を活用し、市民サービスや業務そのものを変革（X）できる人材

分 類		概 要（各分類のイメージ）	デジタル人材
①	DX推進人材	・ デジタルに関する知識・デジタル技術を活用できるスキルを習得し、業務上の課題に向けて、それらの知識やスキルを積極的に活用できる。 ・ 市民にとって「利用しやすく／使いやすく／見やすく」、職員にとって業務負荷が軽減できるようなサービスを設計できる。 ・ 導入する新たなサービスの「要件定義」や「プロジェクトマネジメント」ができ、サービス導入後の業務フローを再構築できる。	
②	デジタル活用人材	・ 業務に関連するExcelの関数やピポットテーブル等を活用できる。各種データを基に表やグラフ等に可視化し、その内容を分析できる。 ・ 様々なデジタルツール（電子申請、Web会議システム等）の操作ができ、業務に使用できる。 ・ 業務の中で、「何に時間を要し」「その理由や原因が分かり」「解決策を考える」ことができる。	
③	アナログ人材	・ Excelの関数に分からないものが多い。Excelのデータを使って表やグラフ等に可視化することが苦手。 ・ 様々なデジタルツールの知識や操作スキルが不十分、または活用意欲が低く、業務に使用する範囲が限定的。 ・ 紙ベースでのアナログ業務が多い。業務改善もアナログの範囲内に留まっている。	

2. 「デジタル人材」とはどんな人？（「デジタル人材」の定義）

- 「③ アナログ人材」は「② デジタル活用人材」になることを目指します。
- 「② デジタル活用人材」の中から、「① DX推進人材」を目指す職員を **募集** します。
- 本方針では、「③ アナログ人材」→「② デジタル活用人材」になる職員、
「② デジタル活用人材」→「① DX推進人材」に応募する職員、を増やすことを目指します。



(参考)「アナログ人材」と「デジタル人材(デジタル活用人材とDX推進人材)」のイメージ

アナログ人材

例① 紙ベースでのアナログ業務が多い

- ・電子決裁が可能な内容であるのに、紙ベースで決裁を行っている。
- ・会議等において、紙資料を使用することが多い。



例② ExcelやWordを十分に活用できていない

- ・Excelの関数で分からないものが多い。
- ・Excelで表やグラフが作成できない。
- ・Wordの基本的な操作に慣れていない。



例③ デジタルツールの内容や使い方が分からない

- ・電子申請ってなに？
- ・ノーコードツールってなに？
- ・Web会議システムの使い方が分からない。



例④ DXの推進に取り組めていない

- ・DXってなに？
- ・何をやったらいいか分からない。



育成

デジタル活用人材

- ・業務に関連するExcelの関数を活用できる。
- ・様々なデジタルツールが操作でき、日々の業務に使用できる。
- ・業務上の課題を発見でき、その原因が分かり、解決策を考えることができる。



募集

DX推進人材

- ・業務上の課題に向けて、デジタルに関する知識やスキルを積極的に活用できる。
- ・市民にとって利用しやすく、職員にとって業務負荷が軽減できるサービスを設計できる。



(参考)「高度専門人材」の確保、活用

- 「人材育成・確保基本方針策定指針」(総務省、令和5年12月22日)では、「地方公共団体におけるDXの取組みをリードするとともに、職員が進めるDXの取組みのマネジメントができる指導的役割を果たす」人材として、「高度専門人材」の育成、確保に努めることとされています。
- 同指針では「高度専門人材」について、「地方公共団体内部での育成は容易ではないことに加え、デジタル分野では専門性が高度に分化していることから、外部人材の活用が想定される」と示されています。
- 以上の点を踏まえ、「デジタル活用人材」「DX推進人材」の育成の進捗状況によって、「高度専門人材」の確保、活用について検討を行います。



3. 「デジタル活用人材」は 何をするの？（「デジタル活用人材」に必要な知識／スキル その①）

- 「デジタル活用人材」に必要な知識やスキルとして、まずは下記の3つが重要です。
- これらの内容について、「苦手」や「不慣れ」と感じるものがあれば、まずはそこから学んでいく必要があります。

「デジタル活用人材」に必要な“最初の3つの知識／スキル”

○ ビジネスソフトの十分な活用

- ・ 業務に関連するExcel関数を活用できる。
- ・ WordやPowerPoint等の基本的な操作ができる。



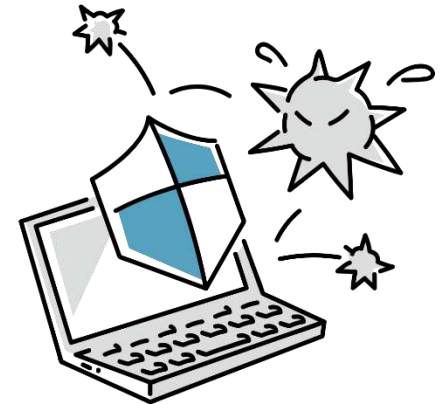
○ 基本的なデジタルツールの利用

- ・ 決裁は電子決裁を基本としている。
- ・ 電子申請、Web会議システム等の基本的なデジタルツールを利用できる。



○ 情報セキュリティの遵守

- ・ 「飯塚市情報セキュリティ基本方針」、「飯塚市情報セキュリティ対策基準」を理解し、遵守している。



※ 上記の内容は「例示」です。

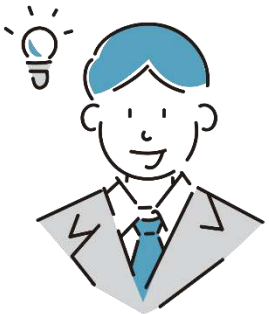
3. 「デジタル活用人材」は 何をするの？（「デジタル活用人材」に必要な知識／スキル その②）

○ 「デジタル活用人材」の次のステップとして、下記の5つの知識／スキルを学びます。

「デジタル活用人材」の“次のステップとしての 5つ の 知識／スキル”

○ 課題の認識・解決

- ・ 業務における課題を認識し、課題となっている理由が分かる。
- ・ 課題の解決策を考えることができる。



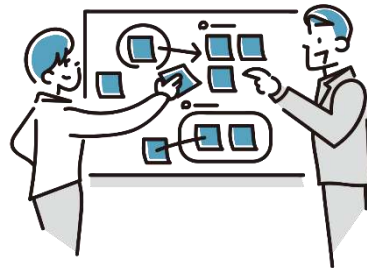
○ UI／UX

- ・ 市民が「利用しやすい」「使いやすい」「見やすい」サービスを意識できる。
- ・ 職員にとっても「使いやすい」サービスを検討できる。



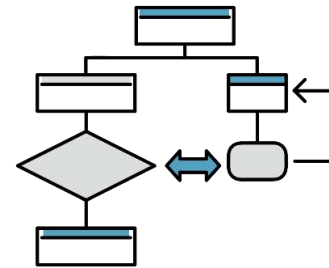
○ サービスデザイン

- ・ UI／UXによるサービスの見直しと併せて、サービスの提供にあたって、適切な業務運用及び組織、人員体制を検討できる。



○ BPR

- ・ 業務に関するフローやマニュアルを作成できる。
- ・ 業務の課題について、フローで確認し、解決策を検討できる。



○ EBPM

- ・ 業務に関するデータを基に、表やグラフ等を作成し、その内容を分析できる。
- ・ 分析した内容を根拠にした政策立案ができる。



※ 上記の内容は「例示」です。

4. 「DX推進人材」は 何をするの？（「DX推進人材」に必要な知識／スキル）

- 「DX推進人材」に必要な知識やスキルは、大きく次の2つとします。
- 「DX推進人材」を目指す人材は **募集** によって選出し、より専門的な研修を受講するものとします。

「DX推進人材」に必要な“2つの知識／スキル”

○ 要件定義

- ・ デジタル技術を活用した新たな市民サービスを検討する際、市民及び職員双方のニーズを把握できる。
- ・ 各ニーズに対し実現可能か判断できるとともに、現行の業務フローと比較しながら、サービス導入後の業務フローをイメージできる。
- ・ デジタル技術の活用に必要な要件をまとめることができる。



○ プロジェクト・マネジメント

- ・ 新たな市民サービス導入の目的やゴールを明確にし、関係する職員等に共有できる。
- ・ 関係する職員の役割分担を明確にするとともに、職員間のコミュニケーションを大切にし、進捗状況やトラブル等の情報を共有できる。
- ・ プロジェクトの進捗やリスクを管理し、リスク発生時に適切な対策を行うことができる。



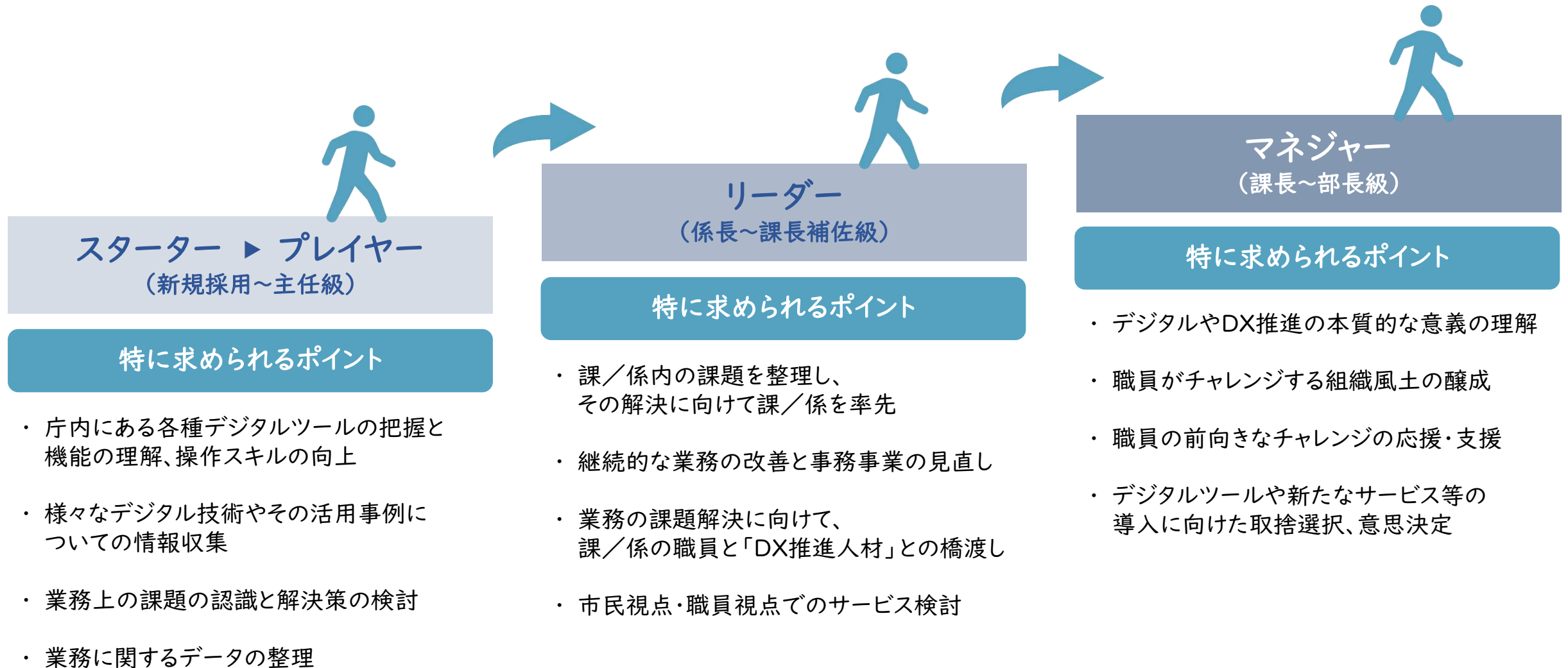
※ 上記の内容は「例示」です。

4. 「DX推進人材」は 何をするの？（「DX推進人材」の活躍イメージ）



5. デジタル人材の育成 に向けた「職階」ごとに求められるポイント

○ デジタル人材の育成に向けて、「職階」ごとに特に求められるポイントは下記のとおりです。



6. デジタル人材育成 の スキルマップ

- デジタル人材（「デジタル活用人材」「DX推進人材」）育成のスキルマップは下記のとおりです。
- 各研修は例示であり、内容の詳細は必要に応じて見直します。

	知識・スキル	研修名（例示）	研修内容（例示）	対象者	備考
デジタル 活用人材	ビジネスソフト	Excel研修	基本的な関数、グラフや表の作成方法	新規採用～主任級	対象者以外でも希望する職員は 全員受講可能
	デジタルツール	デジタルツール活用研修	電子申請やWeb会議システム等の基本的なデジタルツールの操作、活用	新規採用～主任級	対象者以外でも希望する職員は 全員受講可能
	情報セキュリティ	情報セキュリティ研修	飯塚市情報セキュリティ基本方針、特定個人情報セキュリティ等	全職員	
	課題の認識・解決	課題の認識・解決研修	業務における課題の認識、解決策の検討	主任級	
	UI・UX	UI・UX研修	市民が「利用しやすい」「使いやすい」「見やすい」サービスの検討	係長～課長補佐級	
	サービスデザイン	サービスデザイン研修	サービスの提供に伴う適切な業務運用の検討	係長～課長補佐級	
	BPR	BPR研修	業務フローを基にした業務の課題確認及び解決策の検討	係長～課長補佐級	
	EBPM	EBPM研修	業務に関するデータを基にした分析、政策立案	新任係長	
DX推進人材	・要件定義 ・プロジェクト・マネジメント	情報基礎研修	情報システムを理解し、設計するための基礎となるリテラシーや知識、スキル	応募した職員	
		情報システム研修	業務において必要となる情報システムを設計に必要な知識・スキル 実際に発注に繋げる基盤	応募した職員	

※ 課長～部長級については各研修の対象者としていませんが、「職階」に求められるポイントを基に、「デジタル活用人材」に必要な知識やスキルの習得や理解に努めることとします。

7. 本方針の位置付け

- 本方針は、「飯塚市総合計画」の分野別計画の1つである「飯塚市人材育成基本計画」を補完するものとして策定します。
- 同じく「飯塚市総合計画」の分野別計画である「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン」における本市の目指す姿、「いつでも どこでも つながる 飯塚市」を実現するため、職員一人ひとりが時代の変化に対応し、市民の視点に立ったサービスを実現できる人材を育成するものとします。
- 本方針は令和7年4月1日を策定日とし、「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン」の計画期間と併せて、令和10年度までの計画とします。また、デジタル庁から新たな方針が示された場合や、「飯塚市総合計画」をはじめ、本方針に関連する「飯塚市人材育成基本計画」「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン」が見直された場合等において、本方針も必要に応じて見直しを行います。

飯塚市デジタル人材育成方針の策定日・計画期間

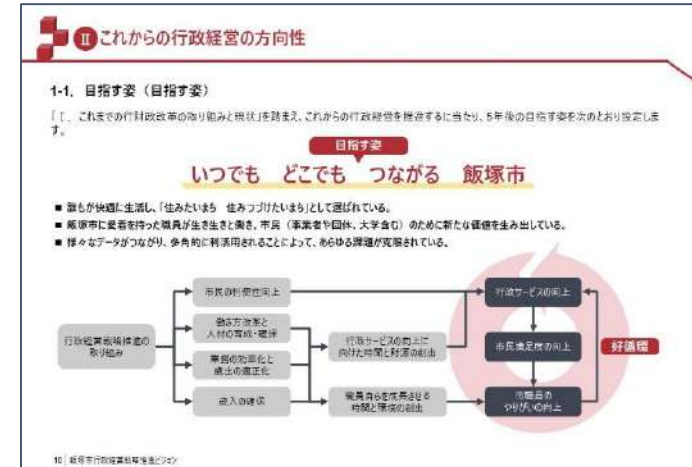
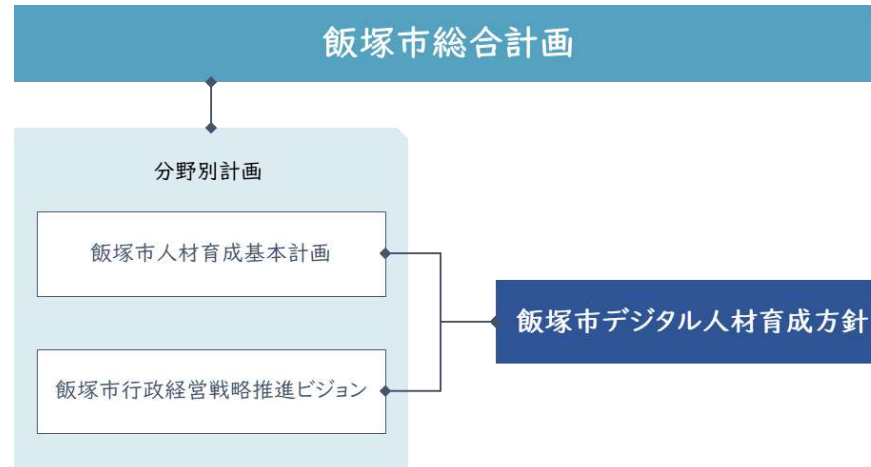
◆ 策定日

令和7年4月1日

◆ 計画期間

令和7年度～令和10年度

飯塚市デジタル人材育成方針の位置付け



（参考）飯塚市行政経営戦略推進ビジョン
（これからの行政経営の方向性 1-1. 目指す姿（PIO））

(参考) デジタルにより目指す社会とは (デジタル社会の実現に向けた重点計画(デジタル庁))

- 「デジタル庁」では、デジタルにより目指す社会を「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」と定め、その前提となる様々な理念や原則をまとめています。
- その中でも本方針に関連の深い3つの視点を下記のとおり参考として掲載します。
デジタル技術を活用した新たな市民サービスを導入する際には、これらの視点が重要になります。

デジタル社会形成のための基本10原則

1. オープン・透明
2. 公平・倫理
3. 安全・安心
4. 継続・安定・強靱
5. 社会課題の解決
6. 迅速・柔軟
7. 包摂・多様性
8. 浸透
9. 新たな価値の創造
10. 飛躍・国際貢献

国の行政手続オンライン化の3原則

1. デジタル第一原則(デジタルファースト)

個々の手続き・サービスが一貫して
デジタルで完結

2. 届出一度きり原則(ワンスオンリー)

一度提出した情報は二度提出が不要

3. 手続一か所原則(コネクテッド・ワンストップ)

民間を含む複数の手続き・サービスを
ワンストップで実現

業務改革(BPR)の必要性

1. 利用者のニーズから出発する
2. 事実を詳細に把握する
3. 一気通貫で考える
4. 全ての関係者に気を配る
5. サービスはシンプルにする
6. デジタル技術を活用し、
サービスの価値を高める
7. 利用者の日常体験に溶け込む
8. 自分で作りすぎない
9. オープンにサービスを作る
10. 何度も繰り返す
11. 一遍にやらず、一貫してやる
12. 情報システムではなくサービスを作る

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画(デジタル庁) <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>

※ 上記の3つの原則以外にも、「構造改革のためのデジタル原則」「クラウド第一(クラウド・バイ・デフォルト)原則」「個人情報等の適正な取扱いの確保および効果的な活用の促進」があります。

自治体 DX 推進・業務改善に関する職員アンケート(一部抜粋)

1. 目的

正規職員(任期付職員を除く)を対象に職場環境や IT リテラシー・DX 推進・業務改善に関する現状認識を調査し、その結果を飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの推進と目指す姿の実現に活用することを目的とします。

2. 対象

正規職員865名(任期付職員を除く)

3. 期間

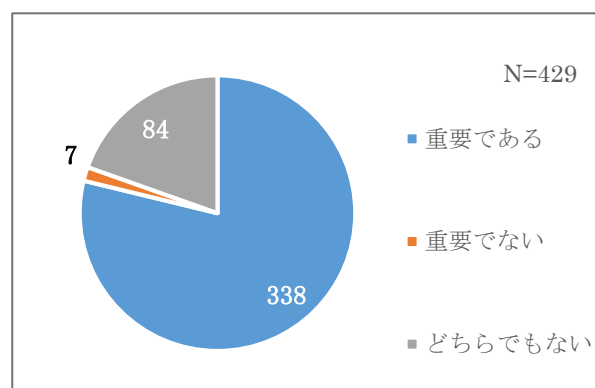
令和6年7月 19 日(金)～令和6年8月 16 日(金)

【集計結果】※回答者数429名

○DX の推進

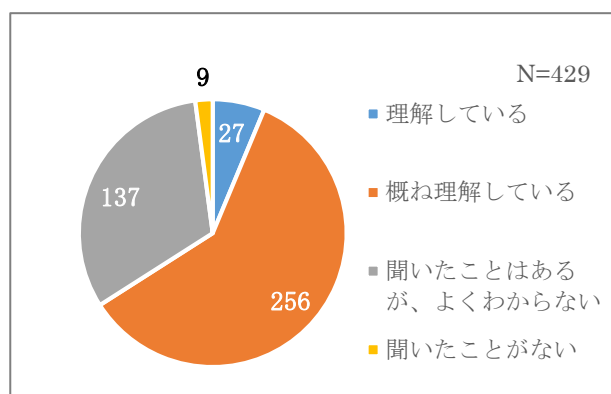
1. DX 推進について、重要だと思いますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
重要である	338	78.79
重要でない	7	1.63
どちらでもない	84	19.58
合計	429	100.00



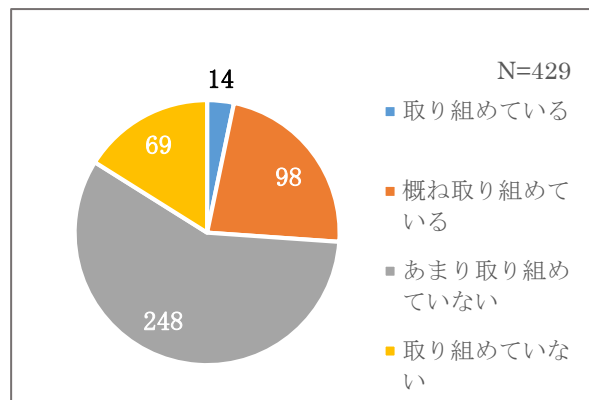
2. DX (デジタルトランスフォーメーション) について、どの程度内容を理解していますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
理解している	27	6.29
概ね理解している	256	59.67
聞いたことはあるが、よくわからない	137	31.93
聞いたことがない	9	2.10
合計	429	100.00



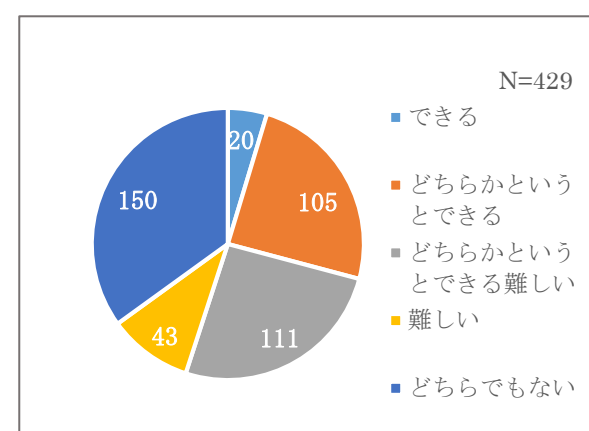
3. 日々の業務の中で、D Xに取り組めていますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
取り組めている	14	3.26
概ね取り組めている	98	22.84
あまり取り組めていない	248	57.81
取り組めていない	69	16.08
合計	429	100.00



4. 所属課の人材でD Xを推進できると思いますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
できる	20	4.66
どちらかというところできる	105	24.48
どちらかというところできる難しい	111	25.87
難しい	43	10.02
どちらでもない	150	34.97
合計	429	100.00



(クロス集計)

2.DX の理解度／1.DX 重要度	重要である	重要でない	どちらでもない
理解している	27	0	0
概ね理解している	235	19	2
聞いたことはあるが、よくわからない	75	5	57
聞いたことがない	1	0	8

2.理解度／3.DX の取組状況	取り組めている	概ね取り組めている	あまり取り組めていない	取り組めていない
理解している	10	11	5	1
概ね理解している	4	75	160	17
聞いたことはあるが、よくわからない	0	12	80	45
聞いたことがない	0	0	3	6

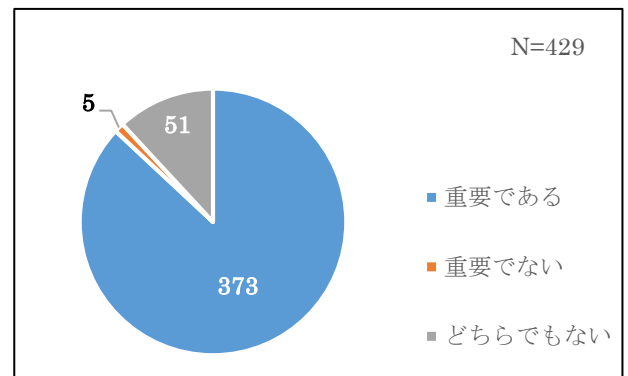
1. 重要度／3. DX の取組状況	取り組めている	概ね取り組めている	あまり取り組めていない	取り組めていない
重要である	14	87	202	35
重要でない	0	2	2	3
どちらでもない	0	9	44	31

3. DX の取組状況／4. 今の職員で DX 推進が可能かどうか	できる	どちらかというところ	どちらでもない	どちらかというところ難しい	難しい
取り組んでいる	7	2	4	0	1
概ね取り組んでいる	8	48	24	15	3
あまり取り組めていない	4	52	97	79	16
取り組めていない	1	3	25	17	23

○デジタル人材の育成

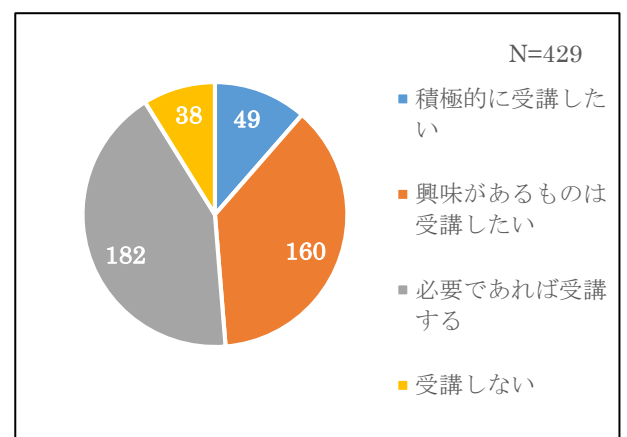
5. 「デジタル人材」を育成することは、本市の行政運営に向けて重要だと思いますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
重要である	373	86.95
重要でない	5	1.16
どちらでもない	51	11.89
合計	429	100.00



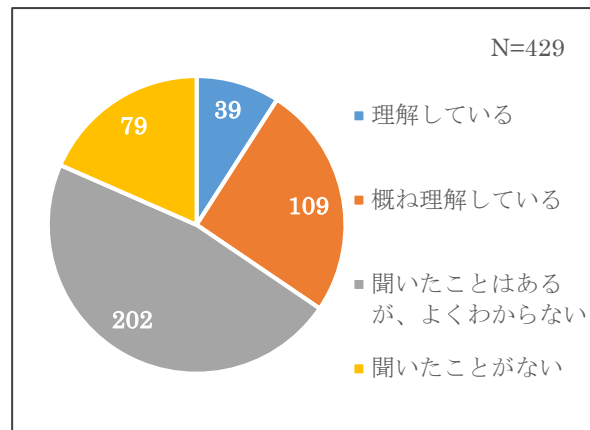
6. デジタル人材に関する研修があれば受講したいですか？

項目	人数 (人)	割合 (%)
積極的に受講したい	49	11.42
興味があるものは受講したい	160	37.30
必要であれば受講する	182	42.42
受講しない	38	8.86
合計	429	100.00



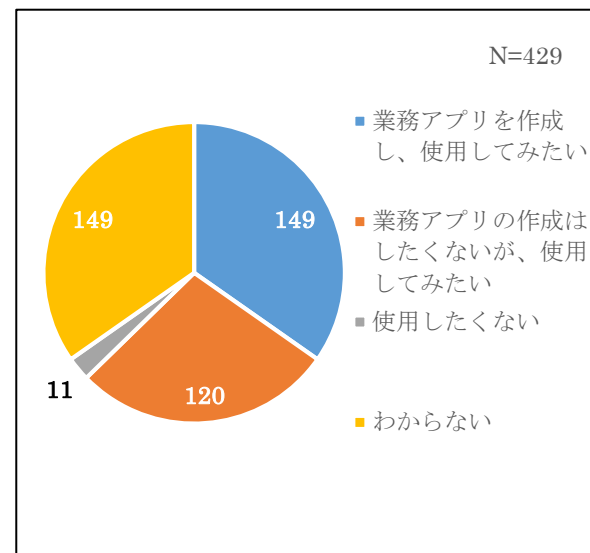
7. 「ノーコードツール」について、どの程度内容を理解していますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
理解している	39	9.09
概ね理解している	109	25.41
聞いたことはあるが、よくわからない	202	47.09
聞いたことがない	79	18.41
合計	429	100.00



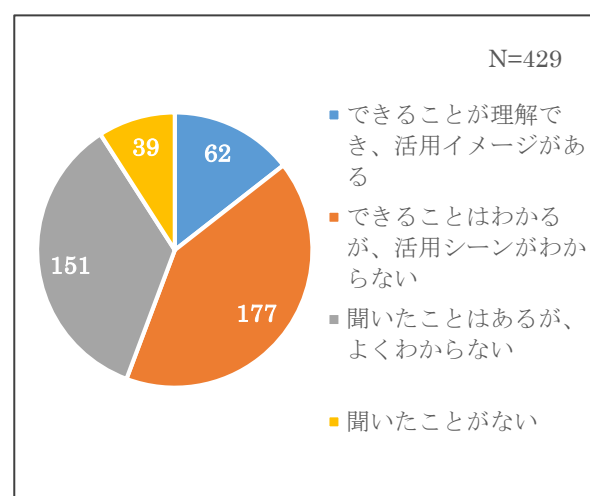
8. 「ノーコードツール」で業務アプリの作成や、作成アプリを使用してみたいと思いますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
業務アプリを作成し、使用してみたい	149	34.73
業務アプリの作成はしたくないが、使用してみたい	120	27.97
使用したくない	11	2.56
わからない	149	34.73
合計	429	100.00



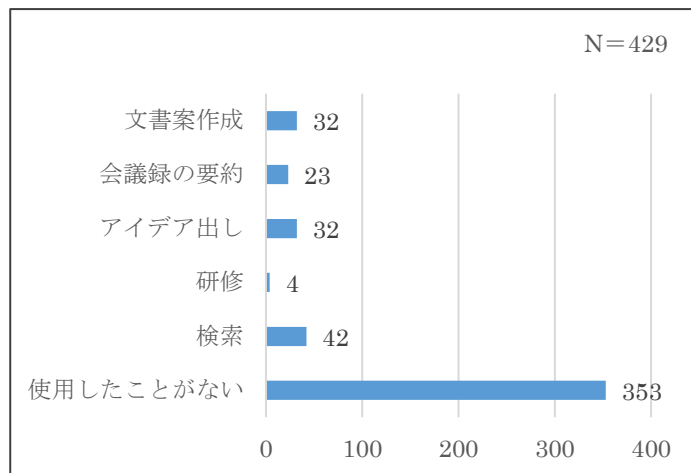
9. 「生成AI」について、どの程度内容を理解していますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
できることが理解でき、活用イメージがある	62	14.45
できることはわかるが、活用シーンがわからない	177	41.26
聞いたことはあるが、よくわからない	151	35.20
聞いたことがない	39	9.09
合計	429	100.00



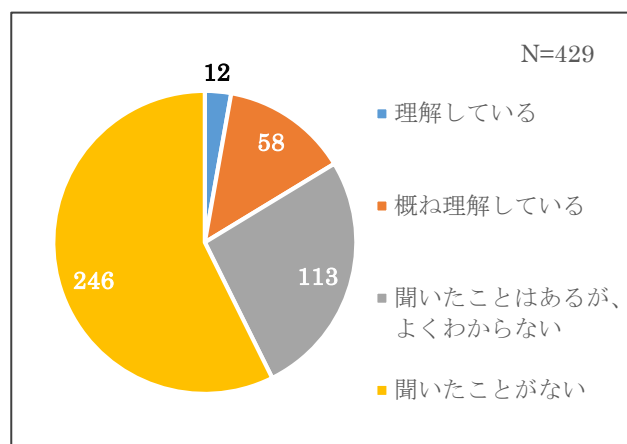
10. 「生成 AI」を業務で使用したことがありますか。（複数回答可）

項目	人数 (人)
文書案作成	32
会議録の要約	23
アイデア出し	32
研修	4
検索	42
使用したことがない	353
合計	486



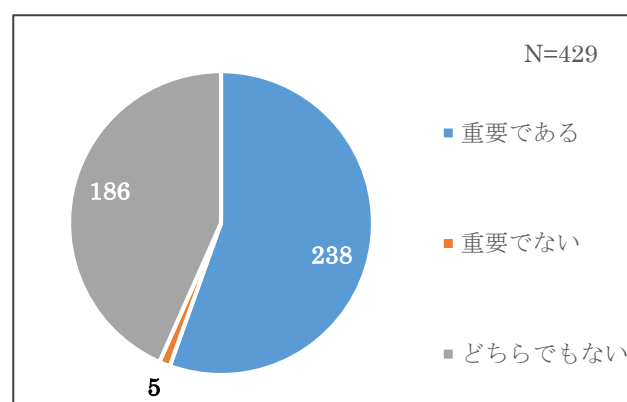
11. 「サービスデザイン思考」について、どの程度内容を理解していますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
理解している	12	2.80
概ね理解している	58	13.52
聞いたことはあるが、よくわからない	113	26.34
聞いたことがない	246	57.34
合計	429	100.00



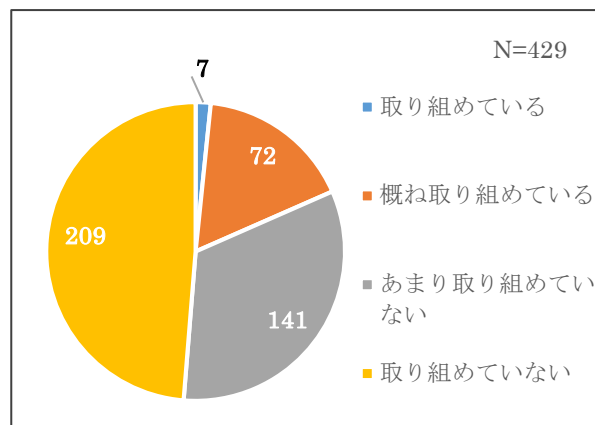
12. 「サービスデザイン思考」は、業務を進めるうえで重要だと思いますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
重要である	238	55.48
重要でない	5	1.16
どちらでもない	186	43.36
合計	429	100.00



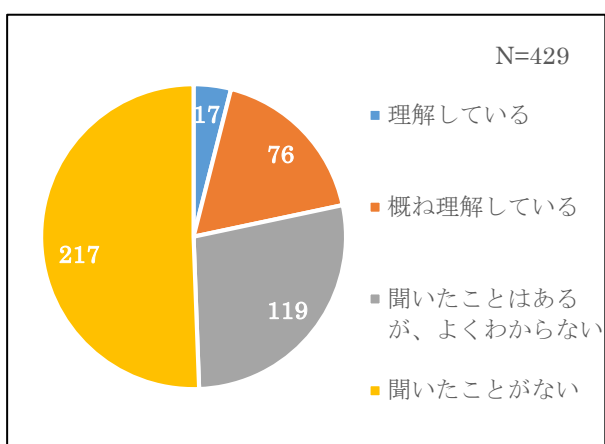
13. 日々の業務の中で、「サービスデザイン思考」について取り組んでいますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
取り組んでいる	7	1.63
概ね取り組んでいる	72	16.78
あまり取り組めていない	141	32.87
取り組めていない	209	48.72
合計	429	100.00



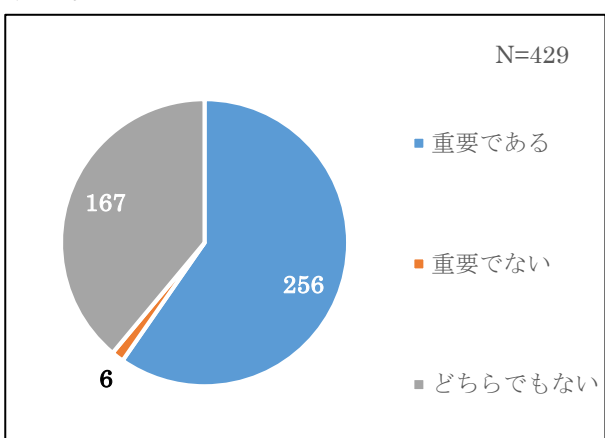
14. 「B P R」について、どの程度内容を理解していますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
理解している	17	3.96
概ね理解している	76	17.72
聞いたことはあるが、よくわからない	119	27.74
聞いたことがない	217	50.58
合計	429	100.00



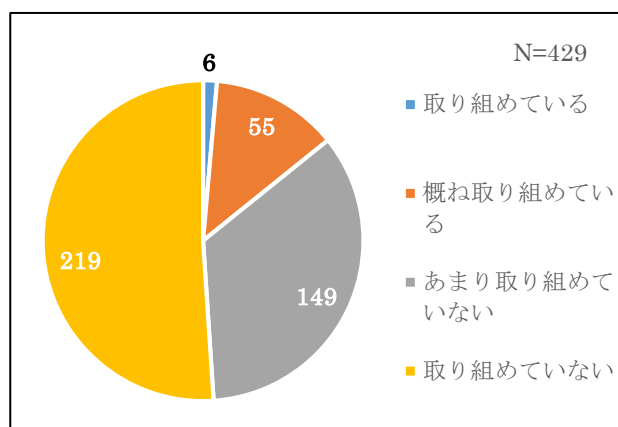
15. 「B P R」は、業務を進めるうえで重要だと思いますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
重要である	256	59.67
重要でない	6	1.40
どちらでもない	167	38.93
合計	429	100.00



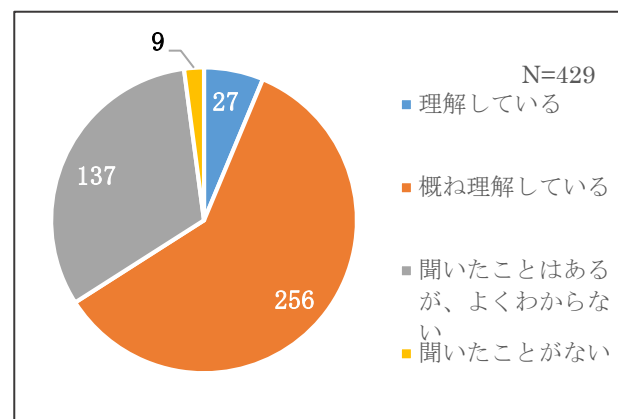
16. 日々の業務の中で、「B P R」について取り組めていますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
取り組めている	6	1.40
概ね取り組めている	55	12.82
あまり取り組めていない	149	34.73
取り組めていない	219	51.05
合計	429	100.00



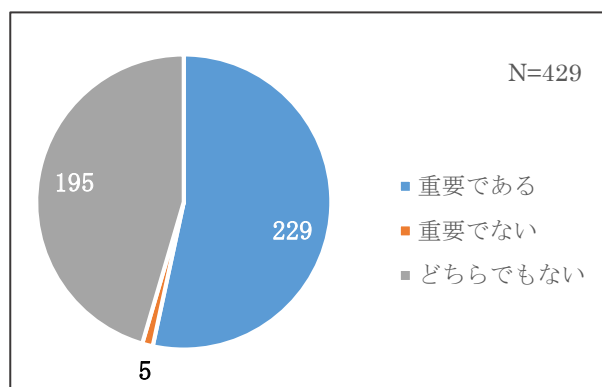
17. 「E B P M」について、どの程度内容を理解していますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
理解している	24	5.59
概ね理解している	75	17.48
聞いたことはあるが、よくわからない	141	32.87
聞いたことがない	189	44.06
合計	429	100.00



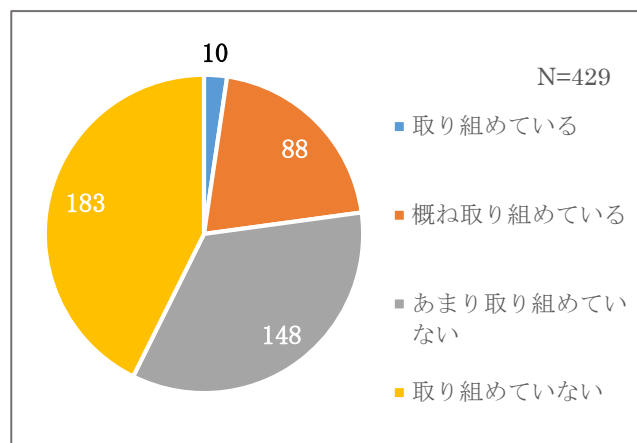
18. 「E B P M」について、業務を進めるうえで重要だと思いますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
重要である	229	53.38
重要でない	5	1.17
どちらでもない	195	45.45
合計	429	100.00



19. 日々の業務の中で、「EBPM」について取り組んでいますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
取り組んでいる	10	2.33
概ね取り組んでいる	88	20.51
あまり取り組めていない	148	34.50
取り組めていない	183	42.66
合計	429	100.00



20. 「ITに関する基礎知識」は、業務を進めるうえで重要だと思いますか。

項目	人数 (人)	割合 (%)
重要と考えており、ITに関する資格を習得している	9	2.10
重要と考えており、知識向上やITに関する資格習得のための自己研鑽をしている	71	16.55
重要と考えているが、ITに関する基礎知識の習得に取り組めていない	325	75.76
あまり重要ではない	10	2.33
重要ではない	14	3.26
合計	429	100.00

